

第1回奈良県子どもの貧困対策会議 次 第

日時：平成27年7月21日（火）10:00～
場所：奈良県庁 5階 第1会議室

1. 開 会

2. 議 題

貧困な環境にある子どもへの支援方策について

3. 閉 会

（資料）

【議事資料】

- 資料1 奈良県子どもの貧困対策会議委員名簿
- 資料2 奈良県子どもの貧困対策会議規則
- 資料3 貧困な環境にある子どもへの支援方策について

【参考資料】

- 参考資料1 子どもの貧困対策の推進に関する法律（概要・全文）
- 参考資料2 子供の貧困対策に関する大綱（概要・全文）
- 参考資料3 平成26年度奈良県ひとり親家庭等実態調査概要版報告書
- 参考資料4 貧困な環境にある子どもへの主な支援・施策
（平成27年度 奈良県実施分）

平成27年度 第1回奈良県子どもの貧困対策会議 座席表

日時：平成27年7月21日（火）10：00～
 場所：奈良県庁 5階 第1会議室

会 長

伊藤委員

今井委員

植村委員

内海委員

神原委員

黒飛委員

佐々木委員

谷委員

中川委員
 (代理：末松氏)

平井委員

森本委員

山田委員

山村委員

事務局

小 出 こども家庭課長	上 山 こども・女性局長	福 西 こども・女性局次長	北 こども家庭課長補佐
----------------	-----------------	------------------	----------------

事務局	事務局	事務局	教育振興課	地域福祉課
-----	-----	-----	-------	-------

子育て支援課	女性支援課	保健予防課	青少年・生涯学習課
--------	-------	-------	-----------

雇用労政課	住宅課	教育委員会 企画管理室	学校支援課
-------	-----	----------------	-------

学校教育課	生徒指導支援室	人権・地域教育課	警察本部 少年課
-------	---------	----------	-------------

報道席

傍聴席

奈良県子どもの貧困対策会議委員名簿

	所属団体・役職	委員氏名
1	大阪府立大学 人間社会学部社会福祉学科 准教授	伊藤 嘉余子
2	奈良県少子化対策・女性の活躍促進 特別委員会 委員長	今井 光子
3	奈良県中学校長会 副会長	植村 佳央
4	奈良労働局職業安定部職業安定課長	内海 敬三
5	神戸学院大学 現代社会学部現代社会学科 教授	神原 文子
6	特定非営利活動法人宙塾 理事長	黒飛 啓
7	奈良県民生児童委員連合会 会長	小西 満洲男
8	奈良弁護士会所属弁護士	佐々木 育子
9	奈良県スクールソーシャルワーカー	谷 緑
10	奈良県児童福祉施設連盟 会長	中川 雅己 (代理:副会長 末松 保喜)
11	奈良市子ども未来部子育て相談課長	野儀 あけみ
12	一般社団法人奈良県母子福祉連合会 会長	平井 豊子
13	公募委員	森本 優
14	奈良県小学校長会 副会長	山田 均
15	奈良県母子生活支援施設協議会 会長	山村 弘子

奈良県子どもの貧困対策会議規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県子どもの貧困対策会議（以下「貧困対策会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 貧困対策会議は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 子どもの貧困対策に関し十分な知識と経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第三条 委員の任期は三年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 貧困対策会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、貧困対策会議を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 貧困対策会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 貧困対策会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 貧困対策会議の庶務は、健康福祉部こども・女性局こども家庭課において処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、貧困対策会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。